

尾張旭市商工会アンケート調査支援サービス利用要領

尾張旭市商工会アンケート調査支援サービス（以下「本サービス」という）をご利用いただくにあたり、下記の事項をご承諾のうえお申し込み下さい。

- 1 本サービスの利用者は、尾張旭市商工会（以下「商工会」という）会員事業所の小規模事業者（以下「事業者」という）であり、会費を完納している者
- 2 事業者は、指定された受付開始日時以降に所定の申込書により商工会に申込みをすること。
- 3 事業者は、指定された実施期限までにアンケート調査を実施し、その集計結果及び請求書を商工会へ提出することとする。なお、実施期日までに調査等を実施しない場合、商工会はサービスの提供をしない。
- 4 商工会が提供するサービスについては次のとおりとする。
 - (1) アンケート内容の相談及びアンケート用紙の作成・印刷
 - (2) アンケート調査時の粗品代の一部補助（アンケート回収率向上のための粗品費用の補助として、調査したアンケート1件につき50円を助成します、ただし、上限額を5,000円とする。）
 - (3) 専門家を事業所派遣してのアンケート調査結果の分析指導
- 5 本サービスにおいて、調査するアンケートの内容は経営改善・販路開拓等に資することを目的とした内容であり、次に該当しないこと。
 - (1) 関係法規に違反するものや違反のおそれのあるもの
 - (2) 特定の思想・政治・宗教等に関するもの
 - (3) 他を誹謗中傷し名誉を傷つけるおそれのあるもの
 - (4) 誇大表示、不当表示及び虚偽の表現によって不利益を与えるもの
 - (5) 人権を侵害するおそれのあるもの
 - (6) 同業者の業務妨害のおそれのある表現を用いるもの
 - (7) 公序良俗に反するもの
 - (8) その他商工会が不相当と認めるもの
- 6 事業者が取り組む内容は次のとおりとする。
 - (1) アンケート調査の実施
必ず1つ以上の個別商品・サービス等（主力商品・目玉商品・新商品等）に対するアンケート項目を設けてください。
 - (2) アンケート調査票の集計
 - (3) アンケート調査結果の商工会への提出
- 7 事業者の実施したアンケート調査に関する責任は、全て事業者に帰属するものとし、生じたトラブルについては、商工会は一切の責任を負わないものとする。

年 月 日

尾張旭市商工会 様

尾張旭市商工会アンケート調査支援サービス費用補助請求書

所在地
事業所名
代表者名

印

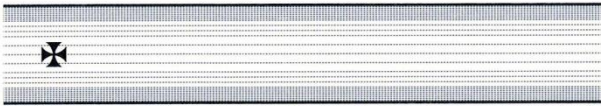
下記により請求いたします。

| | | |
|-----------|--|---|
| アンケート調査件数 | 件 | |
| 請求金額 | 円 | アンケート調査件数×@50円 (但し、上限を5,000円といたします。) |
| 支払方法 | <input type="checkbox"/> 振込(振込先を記載下さい) <input type="checkbox"/> 現金(領収書をご用意下さい) | |

振込先

| | | | | | | | | |
|--------------|--|------|-----|--|--|--|--|--|
| 金融機関名 | | | 支店名 | | | | | |
| 種別 | <input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 | 口座番号 | | | | | | |
| フリガナ 口座名義 | | | | | | | | |

現金の場合は領収書をご用意いただくか、下記にご記入のうえ商工会へ提出ください。

| | |
|--|-------|
| 領 収 証 | |
| 尾張旭市商工会 様 | 年 月 日 |
|  | |
| 但 尾張旭市商工会アンケート調査支援サービス費用補助として 上記正に領収いたしました | |
| 事業所名 | 印 |

尾張旭市商工会の小規模事業者の皆様へ

お客さまの声を聞いてみませんか？

～アンケート調査で顧客ニーズを掘り起こす～

尾張旭市商工会では、経営発達支援計画に基づく小規模事業者の事業計画策定支援の一環により「アンケート調査支援サービス」を実施いたします。

これは、小規模事業者の皆様が商品改良・売上向上を目指しお客様やお取引先様に商品(製品)やサービスのアンケート調査を実施する際により取り組みやすいようにサポートをさせていただくものです。

1 ご利用いただける方

尾張旭市商工会会員の小規模事業者で会費を完納している方
(申込み順の受付とし今年度は20事業所までとします。)

2 支援内容

- (1) アンケート内容のご相談及びアンケート調査票の作成・印刷
- (2) アンケート調査時の粗品代の一部補助 (注)
- (3) 専門家を事業所へ派遣してのアンケート調査結果の分析指導

(注)お客さまにアンケート依頼時の粗品費用の補助として、調査したアンケート1件につき50円を補助します、ただし、上限額を5,000円といたします。

3 受付開始日時

令和元年7月16日(火) 午前9時

4 アンケート調査の実施期限

令和2年1月20日(月)

5 取り組み方法

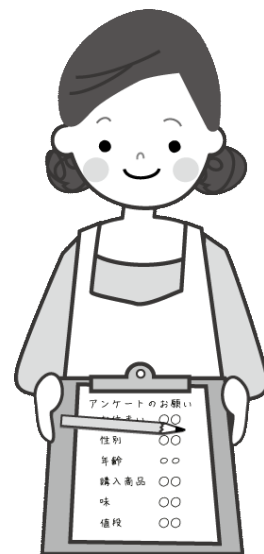
- (1) 商工会へアンケート調査支援サービス申込書により申し込む。
- (2) アンケート調査票を作成・印刷(商工会と相談しながら作成できます)
- (3) 事業所においてお客様にアンケート調査を実施する。
- (4) 事業所においてアンケートを集計する。
- (5) アンケート集計結果及び請求書を商工会へ提出する。
- (6) 調査件数に応じた金額を費用補助としてお支払いいたします。
- (7) ご希望により中小企業診断士等の専門家を事業所へ派遣し、アンケート集計結果を基に分析指導していただくことが可能です。(派遣料無料)

6 注意事項

アンケート調査票には必ず1つ以上の個別商品等(主力商品・目玉商品・新商品等)に対するアンケート項目を盛り込んで下さい。

7 その他

ご利用にあたっては「尾張旭市商工会アンケート調査支援サービス利用要領」を必ずご確認くださいませますようお願いいたします。要領は商工会ホームページよりダウンロードするか、商工会事務局へお申し付けください。



ご利用の相談、お問い合わせは尾張旭市商工会へお気軽にどうぞ
尾張旭市東大道町原田 2570-3 TEL 0561-53-7111 FAX 0561-54-1524

